

居宅介護支援 契約書

ケアプランセンターアピオ

目次

第1条(契約の目的)	2
第2条(契約期間)	2
第3条(介護支援専門員)	2
第4条(居宅介護支援の範囲)	2
第5条(サービス提供の記録)	3
第6条(料金)	3
第7条(契約の終了)	3
第8条(利用者からの契約解除)	4
第9条(事業所からの契約解除)	4
第10条(秘密保持)	4
第11条(賠償責任)	4
第12条(身分証携帯義務)	4
第13条(相談・苦情対応)	4
第14条(善管注意義務)	4
第15条(本契約に定めのない事項)	5
第16条(裁判管轄)	5

居宅介護支援利用契約書

様(以下、「利用者」といいます)とケアプランセンターアピオ(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定が有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対して書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に基づく介護支援専門員(ケアマネジャー)を、利用者のサービス担当者として任命します。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にもその担当者の名前を書面でお知らせします。また、介護支援専門員は、利用者やその家族の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

(居宅介護支援の範囲)

第4条 本契約に基づく、介護支援専門員が行う居宅介護支援の範囲は次に定める通りとします。

(1) 居宅サービス利用等に関する相談支援

利用者が必要とする居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

(2) アセスメント

介護支援専門員は、利用者の自宅等を訪問し、利用者との面接を行います。この面接を通じて、利用者の心身の状況、利用者が望む生活や自立した日常生活を送るために直面している課題等を把握(以下、「アセスメント」といいます)します。

(3) サービス調整

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。

(4) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

介護サービス等を利用するための居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます)を作成します。

(5) モニタリング

少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認(以下、「モニタリング」といいます)します。

(6) ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

(7) 給付管理

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 施設入所への支援

利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に対して介護保険施設等に関する情報を提供します。

(9) 要介護認定の申請に係る援助

利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、利用者に関するサービスの実施記録を閲覧することができます。

3 利用者は、利用者本人に関連するサービス実施記録の写しを受け取ることができます。

(料金)

第6条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(事業所からの契約解除)

第9条 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉じた場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族が、事業者及び介護支援専門員に対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び介護支援専門員は、本契約による居宅介護支援を提供するにあたって知り得た利用者等の秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第12条 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時や利用者またはその家族からの要求があった場合には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、利用者からの相談や苦情に対応するための専用窓口を設置します。この窓口では、事業者が提供する居宅介護支援や居宅サービス計画に基づくサービスに関連する要望や苦情に、速やかに対応します。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します

(本契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

開設者 株式会社ケアファム

〈住所〉 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 124-3 プレステージ I テナント B

〈代表者名〉 白川 絵美

利用者 〈住所〉

〈氏名〉

代理人 〈住所〉

〈氏名〉